

中華人民共和國税関輸出入貨物 集中申告管理規定

2008年1月24日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國税関輸出入貨物集中申告管理規定

税関総署第 169 号令

第一条 輸出入貨物の受取人あるいは荷送人の申告手続の便宜性を図り、輸出入貨物の通関効率の向上、輸出入貨物の申告管理規範化のため、「中華人民共和國税関法」（略称税関法）の関連規定により、本規定を制定する。

第二条 本規定の集中申告とは税関登録後、輸出入貨物の受取人あるいは荷送人が同一の港で複数回にわたり本規定第 3 条に規定の範囲内の貨物を輸出する場合に、「中華人民共和國税関輸入貨物集中申告目録」（添付書類 1 を参照）又は「中華人民共和國税関輸出貨物集中申告目録」（添付書類 2 を参照）（以下共に「集中申告目録」）に基づき貨物の輸出入申告を行い、その後輸出入申告書等で集中的に税関手続きをするという特殊な通関方法を言う。

輸出入貨物の受取人あるいは荷送人は管理分類（B 類を含む）の B 類以上の通関業者に集中申告の手続きを委託することができる。

第三条 税関登録後、以下の輸出入貨物は集中申告の通関方式を適用することができる：

（一）図書、新聞、雑誌類の出版物など有効期間のある貨物；

（二）危険品又は鮮魚・家禽類、腐敗しやすいもの、有効期限の短いものなど長期保存に適さない貨物；

（三）陸路により国境を越える保税貨物。

第四条 受取人あるいは荷送人、加工貿易に携わる企業は保税港区の主管税関で集中申告登録手続きを行う。

第五条 受取人あるいは荷送人が集中申告登録手続きを行う場合に、税関に「集中申告通関方式適用登録書」（以下「登録書」という）を提供し、税関の規定を満

たす担保を提供する。ただし、担保の有効期間は3ヶ月以上とする。

税関は受取人あるいは荷送人から提出された「登録書」を審査・確認する。審査後本規定の関連規定に合致したものに対してその登録を認可する。

密輸又は規定違反の疑いや、税関による立件調査が行われている受取人あるいは荷送人、知的財産権を侵害した貨物を輸出入したため法律に基づき税関から行政処分を受けた受取人あるいは荷送人、及びC類又はD類の管理分類に適合する受取人あるいは荷送人が本規定第三条に記載の貨物を輸出入する場合は、集中申告通関方式を適用しない。

第六条 登録の有効期間内において、受取人あるいは荷送人は集中申告通関方式を適用することができる。登録の有効期間は受取人あるいは荷送人から提出された担保有効期間により確定する。

集中申告通関方法適用を申請する貨物や担保の状況等変更事項が発生する場合は、受取人あるいは荷送人は主管税関に書面で変更申請を行う。

登録の有効期間が失効した場合は延長することができる。受取人あるいは荷送人が引き続き集中申告方式で通関手続きをする場合は、登録の有効期間の10日前までに主管税関に書面で延長申請を行う。

第七条 受取人あるいは荷送人は以下の状況のいずれかに該当する時は、集中申告通関方式の適用が停止される：

- (一) 担保状況の変更により、引き続き有効な担保を提供できない場合；
- (二) 密輸又は規定違反の疑いや、税関による立件調査が行われていること；
- (三) 知的財産権を侵害した貨物を輸出入したため、税関法に基づき行政処分を受けた者
- (四) 税関管理分類がC類又はD類に降格された者。

受取人あるいは荷送人は登録の有効期間内であれば自主的に集中申告通関方

式の適用停止を申請することができる。

第八条 受取人あるいは荷送人は登録の有効期間が失効するまでに主管税関に延長を申請しない場合、「登録表」は失効する。受取人あるいは荷送人が引き続き集中申告方式で通関手続きをする場合、再び登録申請を行わなければならない。

第九条 本規定に基づき、集中申告通関方式で税関手続きをする受取人あるいは荷送人は、輸入貨物の輸送手段を入管した日より 14 日以内または輸出貨物が保税区内に到着してから、積み込みの 24 時間前に「集中申告目録」に記入し税関申告しなければならない。

受取人あるいは荷送人は輸送手段を入管した日より 14 日以後に輸入申告をした場合、集中申告通関方式は適用されない。受取人あるいは荷送人は通関申告書を以って税関申告をしなければならない。

第十条 税関は集中申告目録の電子データを審査する際に、保税貨物の加工貿易手帳（帳簿）又は電子帳簿データを照合する；一般貿易の貨物に対しては集中申告登録データを照合する。

審査後集中申告目録の電子データと集中申告登録データが一致しない場合は、両データを差し戻さなければならない。受取人あるいは荷送人は通関申告書を以って税関登録をしなければならない。

第十一条 受取人あるいは荷送人は税関が集中申告目録の電子データの審査終了日より 3 日間内に、「集中申告目録」及び添付書類を管轄税関に提出し手続きを行う。許可書等により管理されるものの場合は、受取人あるいは荷送人は関連する許可書を提出しなければならない。税関は関連書類に注釈を付けかつコピーを保留しなければならない。

受取人あるいは荷送人は本条第一項に規定の期間内に関連の税関手続きを完了していない場合に、税関は集中申告目録の電子データを削除し、受取人あるいは

は荷送人は再び税関申告をしなければならない。再申告の日付が輸送手段の申告入管日より14日間を超えた場合は、通関申告書を以って申告しなければならない。

第十二条 受取人あるいは荷送人は目録を申告後に訂正又は取り消す場合、「中華人民共和国税関通関申告書の訂正及び取消管理規定」中の関連規定により処理する。

第十三条 受取人あるいは荷送人は1ヵ月以内に「集中申告目録」により申告したデータを合わせて、輸出入貨物通関申告書に記入する。一般貿易の貨物について翌月の10日以前、保税貨物は翌月の月末以前に税関で集中申告手続きを行う。

一般貿易貨物の集中申告手続きは翌年に繰り越して手続きを行うことはできない。

第十四条 「集中申告目録」を1つの通関申告書にまとめた場合、各目録中の出入国港、経営機関、国内の受取人あるいは荷送人、貿易方式（監視方式）、発送国（地区）、積み込み港、相手国（地区）、輸送方式欄及び適用の税率、為替レートは一致していなければならない。

各目録中で本条の前記規定項目が一致しない場合、受取人あるいは荷送人はそれをそれぞれの通関申告書に分けて申告しなければならない。まとめることが不可能なものに関しては、独自の通関表に記入して申告しなければならない。

各目録を1つの通関申告書にまとめた場合に、各目録中の商品項目の商品番号、商品名称、規格タイプ、輸出入業者、原産国（地区）、単価及び貨幣単位は何れも一致し、数量と総価を合わせることができる。

第十五条 受取人あるいは荷送人は「集中申告目録」で申告する貨物を通関申告書を以って税関手続きをする場合、税関の規定により課税貨物に対して納税手続きを行わなければならない。許可書により管理されるものについては、税関の注釈に応じた許可文書を提出しなければならない。

第十六条 集中申告通関方式を適用する貨物については、税関は目録申告の受付日の税率、為替レートにより課税額を計算する。

第十七条 受取人あるいは荷送人の集中申告の税関手続後、税関は集中申告輸出入貨物通関申告書の発行を持って通関申告書を証明する。「輸出入期日」は税関の通関申告書の受付日とする。

第十八条 税関は集中申告の貨物を通関申告書の「輸出入期日」により税関統計に入れる。

第十九条 中華人民共和国国内のほかの地域と税関特殊監視地域や保税監視場所を往来する貨物は集中申告方式を持って通関手続きをしなければならない。税関が別途規定する場合を除いて、本規定に基づき手続きを行う。

第二十条 本規定に違反や密輸行為を行った場合、あるいは税関監視規定および税関法に違反した場合は、税関は税関法や「中華人民共和国税関行政処罰实施条例」などの関連法律、行政法規に基づき処分する；犯罪行為の場合は、法律に基づき刑事責任を追及する。

第二十一条 本規定は税関総署が説明責任を負う。

第二十二条 本規定は2008年5月1日から施行する。

添付書類 1

中華人民共和国税関輸入貨物集中申告リスト

税関番号: XXXX-XXXX-I-XXXXXXXXXX

輸入港		輸入日付	申告日付	登録番号
経営機関		輸送方式	輸送道具名称	船荷証券及び輸送書類番号
荷受機関		貿易方式	許可書番号	
コンテナ番号		発送国(地区)	積み込み港	
件数	包装種類	総重量(キログラム)	正味重量(キログラム)	
添付書類		備考		
番号	商品番号	商品名称、規格タイプ	数量及び単位	原産国(地区) 単価 総価 貨幣制度

入力者 入力機関		上記の申告には誤りがなく、かつ法律責任を負うと声明する。	税関審査注釈及びパス日付(サイン、印鑑)	
通関員			書類審査	
機構住所		申告機関(サイン、印鑑)	検査	
郵便番号	TEL	記入日付	パス	

添付書類 2

中華人民共和国税関輸出貨物集中申告リスト

税関番号: XXXX-XXXX-E-XXXXXXXXXX

輸出港		輸出日付	申告日付	登録番号
経営機関		輸送方式	輸送道具名称	船荷証券及び輸送書類番号
荷送機関		貿易方式	許可書番号	
コンテナ番号		相手国(地区)	相手港	
件数	包装種類	総重量(キログラム)	正味重量(キログラム)	
添付書類		備考		
番号	商品番号	商品名称、規格タイプ	数量及び単位	原産国(地区)
				単価
				総価
				貨幣制度
入力者		上記の申告には誤りがなく、かつ 法律責任を負うと声明する。 申告機関(サイン、印鑑) 記入日付	税関審査注釈及びパス日付(サイン、印鑑)	
入力機関			書類審査	
通関員			検査	
機構住所			パス	
郵便番号	TEL			

集中申告通関方法適用リスト

番号： 号

申請機関		企業番号		企業適用類別	
<input type="checkbox"/> 資格申請		<input type="checkbox"/> 登録変更		<input type="checkbox"/> 一般貿易の貨物 <input type="checkbox"/> 保税貨物	
担保情況					
担保方式	<input type="checkbox"/> 保証金		<input type="checkbox"/> 銀行担保書類		<input type="checkbox"/> 非銀行金融機構担保書類
担保金額		担保有効期		輸出入口/月	
一般貿易の貨物の登録情況					
順列番号	商品番号	商品名称	規格タイプ	補正方式	
資格申請			登録変更		
「税関輸出入貨物集中申告管理方法」に基づき、弊社は貴関に集中申告通関方式適用を申請する。当社は該方法の関連規定を厳守し、かつ対応の法律責任を負う。 申請機関（印鑑）： 法人代表（サイン、印鑑）： 申請日付：			変更理由： 申請機関（印鑑）： 法人代表（サイン、印鑑）： 申請日付：		
税関認証/確認意見：					
サイン、印鑑： 年 月 日					

申請企業に対する要求:

一、荷送受人は「中華人民共和国税関輸出入貨物集中申告管理方法」（以下は「管理方法」と略称する）の第4条、第5条中の関連規定に基づいて登録手続きをしなければならない。

二、税関手続きに集中申告通関方式が適用する輸出入貨物の申請は「管理方法」の第3条に規定の適用範囲を満たさなければならない。

三、集中申告通関方式適用を申請する荷送受人は「管理方法」の第5条に規定の条件を満たさなければならない。

リストの書き入れ説明:

一、番号: 12位、1-4位は審査を行う税関の税関地区コード、5-12位は流水番号である。本欄は記入する必要はなく、システムにより自動生成してプリントするのである。

二、申請機関: 申請企業が税関登録手続きに使用する中国語名称。

三、企業番号: 申請機関が税関登録に使用する10位の番号。

四、企業適用類別: 申請機関適用の税関分類管理類別。

五、企業は始めて税関に資格を集中して申請する場合に、「資格申請」の前に「✓」をつけるべきである; 企業は既に税関に認証された集中申告登録の担保方式、担保金額、担保有効期、一般貿易の貨物、という情況に補正を行う場合に、「登録変更」の前に「✓」を記入しなければならない。

六、企業は集中申告の貨物の性質により「一般貿易の貨物」又は「保税貨物」を選択する。

七、担保情況（保税貨物の場合にこの項目の書き入れは不要である）:

（一）担保方式: 実際な担保情況により「保証金」、「銀行担保書類」、「非銀行金融機構担保書類」の3つの項目の前に「✓」をつけなければならない。

（二）担保金額: 担保の人民元金額、単位は万元である。

（三）担保有効期: 実際な情況に基づいて記入し、格式は年が4位、月が2位、日が2位である。

八、一般貿易の貨物の登録情況（保税貨物の場合にこの項目の記入は不要である）:

(一) 順列番号: 登録貨物の順列番号。

(二) 商品番号: 商品分類コード規則により確定された輸出入貨物の HS 番号。

(三) 商品名称: 貨物の中国語の商品名称。

(四) 規格タイプ: 貨物の規格タイプ、必要に応じて原文を注釈にすることができる。

(五) 補正方式: 「登録変更」の場合のみ記入する。「新規」又は「停止」の方法のみ選択可能である。

1、新規方式の場合は対応の順列番号、商品番号、商品名称、規格タイプを記入しなければならない。

2、停止方式の場合は順列番号のみ記入する。順列番号は元の登録貨物の対応の番号である。